

### 第 3 号議案

#### 府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 22 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第1号イ(イ) b (b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「26,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(イ) b (f)を同号イ(イ) b (g)とし、同号イ(イ) b (c)から(e)までを同号イ(イ) b (d)から(f)までとし、同号イ(イ) b (b)の次に次のように加える。

- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 26,000円

別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第1号イ(イ) c (b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「26,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(イ) c (f)を同号イ(イ) c (g)とし、同号イ(イ) c (c)から(e)までを同号イ(イ) c (d)から(f)までとし、同号イ(イ) c (b)の次に次のように加える。

- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 26,000円

別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第1号ウ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「26,000円」を「16,000円」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(イ)とし、同号ウ(イ)から(イ)までを同号ウ(イ)から(イ)までとし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

- (イ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第2号イ(イ) b (b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「180,000円」を「138,000円」に改め、同号イ(イ) b (f)を同号イ(イ) b (g)とし、同号イ(イ) b (c)から(e)までを同号イ(イ) b (d)から(f)までとし、同号イ(イ) b (b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 180,000円  
別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第2号イ(i)c(b)中  
「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「384,000  
円」を「300,000円」に改め、同号イ(i)c(f)を同号イ(i)c(g)とし、同号イ  
イ(i)c(c)から(e)までを同号イ(i)c(d)から(f)までとし、同号イ(i)c(b)の次に次のよう  
に加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 384,000円  
別表の5審査事務関係の表15の項単位・金額の欄第2号ウ(i)中「2,000  
平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「384,000円」を  
「300,000円」に改め、同号ウ(ii)を同号ウ(iii)とし、同号ウ(ii)から(iii)までを  
同号ウ(iv)から(v)までとし、同号ウ(i)の次に次のように加える。

(d) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ  
ートル以内のもの 384,000円  
別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第1号イ(i)b(b)中  
「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「18,000  
円」を「11,000円」に改め、同号イ(i)b(f)を同号イ(i)b(g)とし、同号イ(i)  
b(c)から(e)までを同号イ(i)b(d)から(f)までとし、同号イ(i)b(b)の次に次のように  
加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 18,000円  
別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第1号イ(i)c(b)中  
「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「18,000  
円」を「11,000円」に改め、同号イ(i)c(f)を同号イ(i)c(g)とし、同号イ(i)  
c(c)から(e)までを同号イ(i)c(d)から(f)までとし、同号イ(i)c(b)の次に次のように  
加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの 18,000円

別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第1号ウ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「18,000円」を「11,000円」に改め、同号ウ(ハ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(カ)から(ケ)までを同号ウ(ク)から(ケ)までとし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

(ハ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第2号イ(イ) b(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「96,000円」を「72,000円」に改め、同号イ(イ) b(f)を同号イ(イ) b(g)とし、同号イ(イ) b(c)から(e)までを同号イ(イ) b(d)から(f)までとし、同号イ(イ) b(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円

別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第2号イ(イ) c(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「198,000円」を「154,000円」に改め、同号イ(イ) c(f)を同号イ(イ) c(g)とし、同号イ(イ) c(c)から(e)までを同号イ(イ) c(d)から(f)までとし、同号イ(イ) c(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円

別表の5審査事務関係の表16の項単位・金額の欄第2号ウ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、「1件につき」を削り、「198,000円」を「154,000円」に改め、同号ウ(ハ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(カ)から(ケ)までを同号ウ(ク)から(ケ)までとし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

(ハ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円

別表の5審査事務関係の表18の項単位・金額の欄第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,100円」を

「16,700円」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

別表の5審査事務関係の表18の項単位・金額の欄第2号ア(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「367,100円」を「284,400円」に改め、同号ア(ロ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(イ)から(エ)までを同号ア(ロ)から(ハ)までとし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

別表の5審査事務関係の表18の項単位・金額の欄第2号イ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「145,700円」を「110,700円」に改め、同号イ(ロ)を同号イ(ハ)とし、同号イ(イ)から(エ)までを同号イ(ロ)から(ハ)までとし、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

別表の5審査事務関係の表19の項単位・金額の欄第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「19,100円」を「11,800円」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

別表の5審査事務関係の表19の項単位・金額の欄第2号ア(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「257,100円」を「199,200円」に改め、同号ア(ロ)を同号ア(ハ)とし、同号ア(イ)から(エ)までを同号ア(ロ)から(ハ)までとし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

別表の5審査事務関係の表19の項単位・金額の欄第2号イ(イ)中「2,000

平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「102,100円」を「77,600円」に改め、同号イ(ハ)を同号イ(カ)とし、同号イ(イ)から(エ)までを同号イ(カ)から(ハ)までとし、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

別表の5審査事務関係の表20の項単位・金額の欄第1号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「19,100円」を「11,800円」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

別表の5審査事務関係の表20の項単位・金額の欄第2号ア(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「257,100円」を「199,200円」に改め、同号ア(ハ)を同号ア(カ)とし、同号ア(イ)から(エ)までを同号ア(カ)から(ハ)までとし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

別表の5審査事務関係の表20の項単位・金額の欄第2号イ(イ)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「102,100円」を「77,600円」に改め、同号イ(ハ)を同号イ(カ)とし、同号イ(イ)から(エ)までを同号イ(カ)から(ハ)までとし、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

別表の5審査事務関係の表21の項単位・金額の欄中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号イ(イ) b(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,100円」を「16,700円」に改め、同号イ(イ) b(f)を同号イ(イ) b(g)とし、同号イ(イ) b(c)から(e)までを同号イ(イ) b(d)から(f)までとし、同号イ(イ) b(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

別表の5審査事務関係の表21の項単位・金額の欄第2号イ(i) b(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「367,100円」を「284,400円」に改め、同号イ(i) b(f)を同号イ(i) b(g)とし、同号イ(i) b(c)から(e)までを同号イ(i) b(d)から(f)までとし、同号イ(i) b(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

別表の5審査事務関係の表21の項単位・金額の欄第2号イ(i) c(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「145,700円」を「110,700円」に改め、同号イ(i) c(f)を同号イ(i) c(g)とし、同号イ(i) c(c)から(e)までを同号イ(i) c(d)から(f)までとし、同号イ(i) c(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

別表の5審査事務関係の表22の項単位・金額の欄中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号イ(i) b(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「19,100円」を「11,800円」に改め、同号イ(i) b(f)を同号イ(i) b(g)とし、同号イ(i) b(c)から(e)までを同号イ(i) b(d)から(f)までとし、同号イ(i) b(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

別表の5審査事務関係の表22の項単位・金額の欄第2号イ(i) b(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「257,100円」を「199,200円」に改め、同号イ(i) b(f)を同号イ(i) b(g)とし、同号イ(i) b(c)から(e)までを同号イ(i) b(d)から(f)までとし、同号イ(i) b(b)の次に次のよう

に加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円

別表の5審査事務関係の表22の項単位・金額の欄第2号イ(i)c(b)中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「102,100円」を「77,600円」に改め、同号イ(i)c(f)を同号イ(i)c(g)とし、同号イ(i)c(c)から(e)までを同号イ(i)c(d)から(f)までとし、同号イ(i)c(b)の次に次のように加える。

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第1号中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同号イ(i)b中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,100円」を「16,700円」に改め、同号イ(i)fを同号イ(i)gとし、同号イ(i)cからeまでを同号イ(i)dからfまでとし、同号イ(i)bの次に次のように加える。

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第2号イ(i)b中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「367,100円」を「284,400円」に改め、同号イ(i)fを同号イ(i)gとし、同号イ(i)cからeまでを同号イ(i)dからfまでとし、同号イ(i)bの次に次のように加える。

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第2号イ(i)b中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「145,700円」を「110,700円」に改め、同号イ(i)fを同号イ(i)gとし、同号イ(i)cからeまでを同号イ(i)dからfまでとし、同号イ(i)bの次に次のように加える。

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円



別表の5審査事務関係の表備考第14項を同表備考第16項とし、同表備考第11項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第10項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第9項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第8項を同表備考第10項とし、同表備考第5項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第4項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第2項の次に次の2項を加える。

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明手数料又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、それぞれ18の項第2号ア、19の項第2号ア、20の項第2号ア又は23の項第2号イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、同令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ21の項第2号イ(イ) b又は22の項第2号イ(イ) bに掲げる標準入力法等による場合と

みなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。